

民間団体の環境保全活動に対する補助制度のご案内

～平成28年度 大阪府環境保全活動補助金事業～

大阪府環境農林水産部
エネルギー政策課

はじめに

この補助金は、府民や事業者の方々に組織された民間団体（以下「団体」という。）が、豊かな環境の保全及び創造のために自主的に行う活動で、先進的で他の模範となる活動に対して、その活動経費の一部を補助するものです。補助金を受けようとする団体は、以下の要件及び申請手続き等をご確認の上、必要書類を提出してください。

※ 申請受付時に事業内容等についてご説明いただきますので、事前にご連絡いただき、必ず持参してください。

- 受付期間 平成28年3月25日（金）から平成28年5月6日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く
- 受付時間 午前9時30分から午後5時まで
- 提出場所 大阪府環境農林水産部 エネルギー政策課 環境活動推進グループ
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲州庁舎 22階
TEL 06-6941-0351（内線2756）
FAX 06-6210-9259

1 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」または「健康で安心して暮らせる社会の構築」に資すると認められ、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」につながり、成果が広く府民に還元される次の活動のうち、内容が先進的で他の団体の模範となるものです。

（1）環境保全に関する実践活動

広く府民の参加を得て行う、または広く府民へ活動の普及が期待される地球温暖化防止活動や環境美化活動、その他環境保全に関する実践活動

（2）環境保全に関する教育啓発活動

広く府民を対象とする環境保全に関するイベントの実施、または学習会の開催、その他の環境保全に関する啓発及び知識の普及活動

（3）環境保全に関する調査研究活動

（1）または（2）の活動の推進に資する調査研究活動

※ただし、次に該当する事業は対象になりません。

- ①国又は地方公共団体等から同種の補助金を受けているもの。
- ②団体が事業の実施主体（主催）となっていないもの。
- ③団体の組織の運営・維持を主たる目的とするもの。
- ④過去3年間において本補助事業に採択された後、中止、または廃止した事業と同様の事業。

2 補助の対象となる団体

補助の対象となる団体は、次の要件を満たしていることが必要です。ただし、政治活動や宗教活動、営利事業を目的としている団体は対象になりません。

- （1）主として府内で活動していること。
- （2）定款、寄附行為または規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- （3）独立した経理の機能が確立していること。

- (4) 代表者が明らかであること。
- (5) 団体の本拠として事務所を府内に有すること。（特定の事務所を持たない団体は、代表者の住所等を事務所とみなすことができます。）

3 補助の対象となる事業の実施期間

交付決定日（平成28年6月下旬予定）から平成29年3月31日まで

4 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、次の経費のうち、領収書等により支出の証明ができるものです。

- (1) 謝 金 … 講師や専門家等への謝礼
- (2) 旅 費 … 交通費・宿泊実費等（食費、日当は含まない）
- (3) 消耗品等購入費 … 材料や書籍、事務用品等の購入費
- (4) 印 刷 費 … 啓発チラシや報告書、資料等の印刷費
- (5) 郵便・運搬費 … 郵便料・運搬料
- (6) 使用料・賃借料 … 会場の機器や設備の使用料、車両等のレンタル料

※ただし、次の経費は対象になりません。

- ①飲食費
- ②会員への手当て
- ③団体の運営費（会報等の印刷費、定例会の会場使用料、事務所の維持費等）
- ④自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料
- ⑤自団体の役員・構成員への謝礼
- ⑥その他、補助対象事業との関連性がない経費

5 補助金の額

補助の対象となる経費の2分の1以内で、1団体あたり上限30万円、下限10万円の範囲で補助します。ただし、イベント等の参加料など事業実施に伴う特定の収入がある場合は、その額を限度として補助対象経費から控除します。

6 補助金の支払い

補助金は、事業終了後に提出していただく実績報告書等を審査して額を確定した後に、口座振替により精算払いをします。

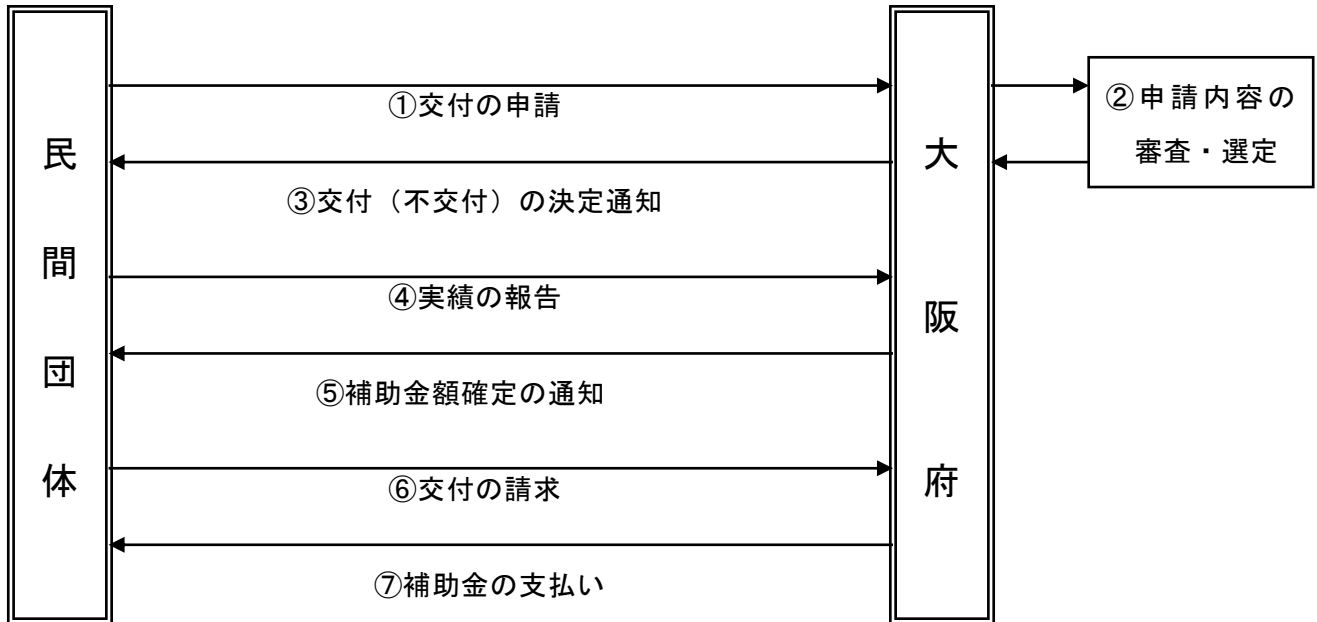
7 注意事項

- (1) この補助金は、審査の結果、補助できない場合があります。
- (2) 過去に本補助金の交付を3回以上受けた団体については、過去に補助した事業の効果、今回申請する事業への発展性などが審査内容に加えられます。
- (3) 収支決算書には、経費支出を証明する領収書の写しの添付が必要です。経費を支出する際には必ず領収書を保管してください。
- (4) 補助対象事業を変更・中止・廃止する場合、または団体の代表者や所在地等を変更する場合は事前にご連絡ください。
- (5) ハートフル条例（大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例）により、補助金の交付決定を受ける常用労働者50人以上の事業主等は、障がい者の雇用状況を報告していただくこと

ともに、法定雇用率未達成の場合は雇入れ計画の提出が必要になります。

詳しくはハートフル条例のリーフレット又は大阪府障がい者雇用促進センターホームページ
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>) をご参照ください。

■ 手続きの流れについて



① 交付の申請

補助金の交付を受けようとする団体は、次の書類を受付期間内に提出してください。大阪府環境保全活動補助金交付を3回受けた実績のある団体は「補助事業実績報告書（様式第4の2号）」をあわせて提出して下さい。

※提出の際には、事業内容等についてご説明をいただきますので、事前にご連絡の上、エネルギー政策課（別記参照）まで必ず持参してください（郵送不可）。

【提出書類】

- ①大阪府環境保全活動補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④団体に関する調書（様式第4号）
- ⑤補助事業実績報告書（様式第4の2号）

（大阪府環境保全活動補助金交付を3回受けた実績のある団体に限る）

- ⑥定款、寄附行為または規約等
- ⑦役員名簿

《注意》

補助金交付決定後に事業内容等に変更が生じることがないように、提出書類は十分検討して作成してください。また、提出書類は補助の適否を決定する資料になりますので、内容は詳細に記入してください。

② 団体の選定

大阪府環境保全活動補助金交付実績が3回未満の団体

「事業内容の環境の保全・創造への寄与」「事業内容の波及効果など成果の府民への還元性」「事業手法の適切性」を審査項目として審査します。前回補助した事業がある場合は、その事業の評価を審査に反映します。他の模範となるような先進性もしくは発展性など特筆すべき内容がある場合は加点されず。

大阪府環境保全活動補助金交付実績が3回以上の団体

「過去に補助した事業の評価」として、直近3回分の補助事業を「事業計画の実行性」「事業の効果」の2つの項目で審査します。この「過去に補助した事業の評価」とは、補助事業3回分を一つの評価期間として評価するもので、未評価の補助事業が3回分に達した団体に対し行います。

申請事業の評価は「事業内容の環境の保全・創造への寄与」「事業内容の波及効果など成果の府民への還元性」「事業手法の適切性」を審査項目として審査します。活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、団体として活動の発展が見込まれる場合は、加点されます。

③交付（不交付）決定の通知【平成28年6月下旬頃】

補助対象団体の選定結果をもとに、補助金の交付（または不交付）決定の通知をします。

④実績の報告

交付決定の通知を受けた団体は、事業の終了後30日以内または平成29年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①大阪府環境保全活動補助金事業実績報告書（様式第7号）
- ②事業成果報告書（様式第8号）
- ③収支決算書（様式第9号）
- ④事業の成果物（報告書や活動状況の写真、チラシ等の配布物など）
- ⑤補助の対象となる経費の支払いを証明する書類（領収書の写し）

《注意》

領収書等の支払いを証明する書類のないものは、補助の対象にはなりません。なお、領収書は、宛名に団体名が明記されているものに限ります。

⑤補助金額確定の通知

実績報告書等の書類を検査して、交付する補助金の額を確定し通知します。書類検査の結果、補助対象事業の実績が交付決定の内容と異なる等により、補助金を支払わない、または交付決定額を減額することがあります。

⑥交付の請求

補助金額の確定通知を受けた団体は、所定の期日までに大阪府環境保全活動補助金交付請求書（様式第10号）を提出してください。

《注意》

補助金の振込先金融機関は、原則として団体（代表者）名義の口座に限ります。

⑦補助金の支払い

補助金は、交付請求書に基づき口座振替により支払います。

◇事業を変更・中止（廃止）する場合

事業を実施するにあたり、収支予算書に記載した対象経費の配分を変更する場合（事業計画及び補助金の交付決定額に変更をきたさない場合は除く）や、事業計画書の内容を変更する場合は、大阪府環境

保全活動補助金変更承認申請書（様式第5号）を提出してください。

また、事業を中止（廃止）する場合は、大阪府環境保全活動補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出してください。

なお、提出の際には、あらかじめエネルギー政策課に連絡の上、提出してください。

《注意》

この手続きをせずに事業を変更した場合は、補助金を支払わない、または交付決定額より減額することがあります。

(様式第3号)

収 支 予 算 書

区 分		金 額 (円)	内 容 説 明	
収 入	自己資金	195,200		
	事業実施に伴う 特定の収入	40,000	講習会参加費 200円/人*100人*2回	
	大阪府補助金	104,200	環境保全活動補助金	
	合 計	339,400		
支 出	補助 対象 経 費	謝金	16,000	<用務:〇〇講習会講師 > 単価 8,000 *人数 2
	旅費	40,000	<用務:〇〇講習会打合せ 用務先: 〇〇会館 > 運賃 1,000 *人数 4 等、別紙1参照	
	消耗品等購入費	57,000	<用途:〇〇清掃活動 品目:ゴミ袋 > 単価 30 *個数 80 等、別紙2参照	
	印刷費	25,000	<用途:〇〇イベント 品目:チラシ > 単価 50 *枚数 300 <用途:〇〇講習会 品目:配布資料 > 単価 10 *枚数 1,000	
	郵便・運搬費	10,400	<用途:〇〇講習会 品目:案内文送付 > 単価 80 *個数 30 <用途:〇〇イベント 品目:案内文送付 > 単価 160 *個数 50	
	使用料・レンタル料	140,000	<用途:〇〇講習会 品目:会場使用料 > 単価 70,000*個数 2回	
	小 計	288,400		
そ の 他 の 経 費	保険料	51,000	〇〇清掃活動ボランティア保険 340円/人*150人	
	小 計	51,000		
合 計		339,400		

書き切れない場合は別紙に記載して添付して下さい。

【問い合わせ先・書類の提出先】

大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課
環境活動推進グループ

《所在地》 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22階

〒559-8555

TEL 06-6941-0351 (内線2756)

FAX 06-6210-9259

【大阪府咲洲庁舎へのアクセス】

■最寄駅

- ・地下鉄中央線

「コスモスクエア」駅下車、南東へ徒歩約8分

- ・ニュートラム南港ポートタウン線

「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結

